

和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年12月26日

和光市長 柴崎 光子

和光市規則第66号

和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則の一部を改正する規則

和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則（平成28年規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	所掌事務	名称	所掌事務
基準検討・児童福祉部会	<u>(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> その他市が定める子ども・子育て支援制度における基準の検討に関すること。 <u>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、子どもに対する支援の措置に係る報告に関すること。</u>	基準検討部会	特定教育・保育施設の運営に関する基準その他市が定める子ども・子育て支援制度における基準の検討に関すること。
(略)		(略)	
施設認可部会	民間保育所、家庭的保育事業等（ <u>児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。</u> ）、 <u>乳児等通園支援事業</u> その他子ども・子育て支援制度における事業を行う施設に対し市が行う認可、確認及び指導に関すること。	施設認可部会	家庭的保育事業 <u>所</u> その他子ども・子育て支援制度における事業を行う施設に対し市が行う認可、確認及び指導に関すること。
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。